

使用前検査変更申請書

廃炉発官R3第144号

令和3年11月15日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

令和3年11月2日付け廃炉発官R3第45号をもって申請した
放射性固体廃棄物等の管理施設に係る使用前検査申請書の記載事項を
変更したので、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の
保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第19条第3項の
規定により、次のとおり変更内容を説明する書類を提出します。

発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉施設の概要	福島第一原子力発電所 放射性固体廃棄物等の管理施設 一時保管エリアA1 実施計画 II. 2. 10 参照
実施計画の認可年月日	平成25年 8月14日 (実施計画の変更認可年月日: 令和2年 1月 6日)
検査を受けようとする工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時
	工事の計画に係る工事が完了した時
検査を受けようとする期日	自 令和3年 12月 6日 至 令和3年 12月 16日
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和4年 1月21日

変更理由

記載内容適正化のため、「申請に係る発電用原子炉施設の概要」の表記方法を変更する。

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立入制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

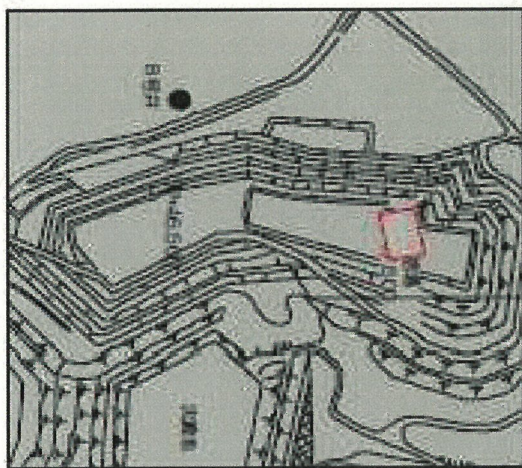
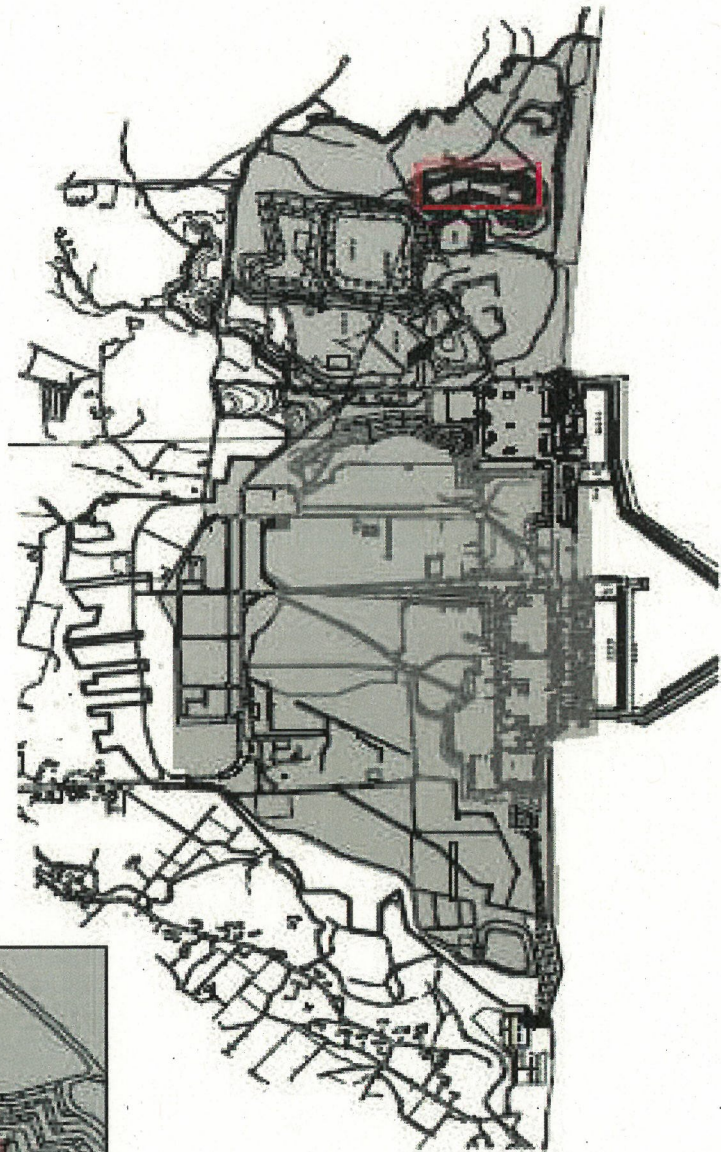
一時保管エリアA1：管理対象区域

別添　：検査場所図

以　上

検査場所図

一時保管エリアA1



一時保管エリアA1

- : 敷地境界
- : 管理対象区域
- : 検査場所